事業者排出量削減計画書 (新規・

(あて先) 京都	府知事							
住所(法人にあっては		氏名(法人にあって	は、名を	*及び代表者の氏				
大阪市中央区は	日本郵政公社	近畿	支社 支社县					
	電話		06 -					
		e例第18条第1項(第18 郵便貯金、簡易保険の		第18条第3項) <i>σ</i>	規定は	こより提出し		
該当する事業 者要件	▽ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上))							
	□ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)□ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))							
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月							
	日本郵政公社の事業活動に伴って発生する平成18年度の二酸化炭素排出量を、平成14年度排出レベルから 2.2%削減する。							
推進体制	郵便局等画を策定	等の各施設は、各施設 Eして、郵政公社版環	の長を環境が 境マネジメン	施策推進責任者 ントシステムに	とする より総	環境施策推議続的かつ組織	進体制の下、各 職的に環境負荷	年度の環境行動計 削減に取り組む。
年度ごとの具 体的な取組及 び措置	年度	設備、対象、工程等			計 画 内	容		
	16~18	局舎管理	おける公社施設の単位面積当たりの電気使用量を、平成14年度比で7.7%削減する。					
	16~18	局舎管理	平成18年度に 14年度比8%削	平成18年度における公社施設の単位面積当たりの燃料(ガス、重油、灯油)使用量(発熱量換算)を、平 14年度比8%削減する。				
	19	局舎管理	平成18年度の	平成18年度の結果を受けて新たな目標値を設定。				
温室効果ガスの排出量等	排出区分		基準年度(実績) (16)年度 (二酸化炭素換算(t))			目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分		20, 234 t		4 t	19,738 t		-2.45 %
	B 輸送車両排出区分		t		t		%	
	C その他排出区分		t		t	. t		%
	排出合計		*1	20, 23	4 t	* 2	19,738 t	-2.45 %
その他の地球 温暖化対策に よる温室効果 ガスの削減量 等	対策等の区分		目標年度 取組量等			(計画) (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備		(整備面積)	八加重寸	ha	(吸収量)	t	/
		府内産の木材の利用			m,	(削減量)	t	
	自然エネルギーを利用した電 力又は熱の供給		(売電量)		kwh	(削減量)	t	1 / 1
			(熱供給量)		GJ	(削減量)	t	
	グリーン電力の購入		(購入量)		kwh	(削減量)	t	
	削減量等合計		T IN COLUMN TO THE REAL PROPERTY.			* 3	t	
差引排出量			基準年度(実績)				度 (計画)	削減率(計画)
特記事項		減等合計) 郵政公社「環境基本宣 画」及びこれを確実にi			っ18年	度までの3年		
	荷の削 2 京都 19年3リ システ 3 温 て いる	減に取り組んでいる。 中央郵便局では、平成 月のIS014001認証取得に ム・マニュアルを作成 効果ガスの排出量削減 京都府下においても、 達成を目指す。	7年11月にIS 向けて取り約 ・活用し、取 率について、	014001の認証を 且んでいる。その り組んでいる。 公社施設は環境・	取得し 他の垂 中期計i	たところ。ま; 『便局において 画の目標を上[た、福知山郵便原 も、郵政公社版 回る2.45%(対 1	弱においても平成 環境マネジメント 6年度)削減とし
連絡先	担 当 部 署							
	担当者氏名						-	
	住所							
	電話番号							
5 p. 2028	ローロー 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日							
	17	クンミリ雷万					MINERAL DE LA COLONIA	SERVER.

- 注 1 該当する日には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

 - 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「日標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。 3 「平芝所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については使用する貨物車両又は廃客車両の排出する温室効果ガスを、「その使排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをい
 - います。 コー特官事項)には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原用位CO3排出量、省エネ製品関発など他者の温室効果 カス排出部域への円限、クラーン調達の採用、特定フロンなどの条例指定外の混平効果ガスの削減などを記入してください。